

## 広島県告示第三百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十一年四月九日

広島県知事 藤田雄山

- 一　調査を行つた者の名称  
三次市
- 二　調査を行つた期間  
平成十五年五月から平成十八年三月まで
- 三　成果の名称  
三次市地籍図及び地籍簿
- 四　調査を行つた地域  
三次市三和町羽出庭の一部
- 五　認証年月日  
平成二十一年三月三十一日